

2024 年 11 月 19 日

お客さま各位

手形・小切手の全面的な電子化に向けた各種対応に関するお知らせ

平素より高鍋信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応については、2021 年 6 月に閣議決定された政府の「成長戦略実行計画」に、「5 年後の約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」が盛り込まれたことを受け、金融業界では「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにすること」を目標とする自主行動計画が策定されました。

これらの状況を踏まえ、高鍋信用金庫（理事長 近藤 真司）は、手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組みとして、以下の対応を実施します。

日頃よりご利用いただいておりますお客さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより一層サービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施内容

(1) 当座預金の新規口座開設の停止

新規口座開設停止の適用開始日：2025 年 1 月 6 日（月）

※ 既に当座預金の口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用可能です。

(2) 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付停止

代金取立受付停止の適用開始日：2025 年 1 月 6 日（月）

※ 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）について、代金取立の受付を終了します。

※ 2027 年 4 月以降を期日とする手形・小切手（2027 年 4 月以降を振出日とする先日付小切手も含む）を既にお持ちのお客さまは、2024 年 12 月 30 日（月）までにお取引店舗にお持ち込みください。

2. 代替サービスのご案内

「インターネットバンキングサービス」や「でんさいネットサービス」など、電子的な決済手段のご活用を検討いただきますようお願い申し上げます。

以上